

はじめまして

ご対応ありがとうございます。行政の立場であのような間違ったものを出されていれば他県の船長や関係者も信用してしまいます。

すでに「船長釣り禁止」と勘違いされている方がたくさんおられます。

水産庁の明らかな「不当な行政指導」のため都道府県水産課の担当者様はご苦労されていると思います。

もしすでに事業者に不当な行政指導をされたのであればこの問題が大きくなる前に訂正されたほうが良いのではと思います。

このファイルについて質問です。

業務規程違反の項目に「業務改善命令・登録の取り消し」と明記されています。

もし「自ら釣りしません」の項目をそのまま提出してしまっている船長が「自らのために釣り」をしている場合「業務改善命令・登録の取り消し」を出すことはありますか？

おそらくほとんど船長は強制で無い事、指導のための釣りが許されている事、該当に○の()がなくなっている事などご存知ないと思います。私の周りもそうです。

このやり取りもお名前は伏せてホームページに掲載します。ご了承ください。

遊漁船 みのり 藤原 進

minori40.net

-----Original Message-----

From: △△

Sent: Friday, December 13, 2024 6:18 PM

To: april27@ae.auone-net.jp

Subject: (回答) 山形県 WEB サイトからお問い合わせいただきまして件につきまして

藤原 進 様

いつも大変お世話になっております。

山形県庄内総合支庁水産振興課で遊漁船業を担当している△△と申します。

この度は、御返信が遅くなりお詫び申し上げます。

御指摘いただきました、本県の遊漁船業法の改正に係る説明の

PDF ファイルにつきましては、以下ホームページのとおり、

修正いたしました。作業が遅くなりましたこと重ねてお詫び申し上げます。

なお、今後いただいた御意見を参考にしながら、適切な遊漁船業法の

運用に努めてまいります。

この度は、貴重な御意見を賜りありがとうございました。

○山形県ホームページ

<https://www.pref.yamagata.jp/337049/yugyosen-kaisei.html>

▲▲▲-----

〒998-0838 酒田市山居町 2-14-23

山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課

△△

TEL/FAX : 0234-24-6046/0234-24-6164

E-mail :
